

上尾市市民活動支援センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 26 日

上尾市長 畠山 榮

上尾市規則第 6 号

上尾市市民活動支援センター管理規則の一部を改正する規則

上尾市市民活動支援センター管理規則（平成 22 年上尾市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式、第 6 号様式及び第 9 号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。